

こもだ法律事務所 報酬等規程一覧表

家事事件

着手金及び報酬金は消費税別

	チェック	着手金	チェック	報酬金	チェック	実費・預り金
離婚・婚姻費用分担・養育費・DV保護命令・子の氏の変更等	<input type="checkbox"/>	(1)離婚(調停の場合)基本35万円・訴訟移行はプラス10万円。 (2)婚姻費用分担(離婚調停と同時に申立)は(1)に含める(審判に移行はプラス5万円)。 (3)DV保護命令(審問等に対応はプラス10万円)。基本の事件(離婚調停等)がない場合は、25万円。 (4)子の氏の変更申立は、依頼人が直接申立てをできるように「説明書」を渡す(0円)。弁護士による申立の場合は別途5万円(実費は別途)。 (5)住宅ローンの処理はプラス10万円より。	<input type="checkbox"/>	(1)基本的には得られた経済的利益に対して弁護士報酬等規程(以下「報酬規程」という)の掛け率とするが、基本は着手金と同額程度。 (2)出頭回数が5回を超えた場合にはそれ以降の1回出頭分につき2万円を加算する。	<input type="checkbox"/>	(1)申立時の印紙代・郵券代は、実費計算により別途請求する。 (2)預り金として、事件の見通しによって、2万円～5万円を預かる(最低でも2万円以上)。
相続	<input type="checkbox"/>	(1)遺産分割調停の場合(審判含む)基本は35万円(遺産総額が5000万円以下の場合。遺産総額が5000万円を超える時は、報酬規程の掛け率を考慮する)。(調停が2～3回程度で終了する事が予想できる場合は30万円とする)。 (2)不動産の売却・移転登記等は、案件によってプラス10万円より。	<input type="checkbox"/>	(1)基本は依頼者が得られた相続分の時価総額に対して、報酬規程の掛け率で計算する。但し、減額は案件によりその都度考慮する。	<input type="checkbox"/>	(1)申立時の印紙代・郵券代は、実費計算により別途請求する。 (2)預り金として、事案に応じて2万円～5万円を預かる(最低でも2万円以上)。
成年後見人選任申立	<input type="checkbox"/>	(1)基本は25万円。但し、複雑な案件の場合は事案に応じて増額調整する。	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	(1)申立時の印紙代・郵券代は、実費計算により別途請求する。 (2)預り金は、最低でも3万円。
遺言公正証書の作成援助	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	(1)遺産総額5000万円以下は、基本5万円。遺産総額5000万円以上の時は、基本10万円(但し、事案により調整する)。 公証人役場への費用は別途必要。	<input type="checkbox"/>	(1)預り金として、1万円以上預かる。但し、余った分は報酬金から相殺する事。
その他	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	(1)遺産総額5000万円以下は、基本5万円。遺産総額5000万円以上の時は、基本10万円(但し、事案により調整する)。 公証人役場への費用は別途必要。	<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/>	(1)内容証明郵便の発送のみで終結の場合は、弁護士名記載の場合には、1通につき3万円～5万円。但し、引き続き「契約締結交渉」は5回万円以上。さらに、合意書を作成する場合は10万円以上。 (2)京都以外の裁判所に出頭する場合は、日当(所要時間に応じて、半日以内なら1万円・1日以内なら2万円)を別途請求。 (3)交通費は別途請求(新幹線指定料金及び京都駅までの往復のタクシー料金等)。 (4)相談料:30分5000円・30分毎に5000円増額。 (5)契約書のリーガルチェックは基本3万円より				

民事一般訴訟事件

着手金及び報酬金は消費税別

	チェック	着手金	チェック	報酬金	チェック	実費・預り金
貸金返還請求・損害賠償請求・債権回収等	<input type="checkbox"/>	(1)基本は報酬規程の掛け率で計算。	<input type="checkbox"/>	(1)基本は報酬規程の掛け率で計算。但し、増減は案件によりその都度考慮する。 (2)但し、出頭回数が5回を超えた場合には、それ以降1回につき2万円を加算する。	<input type="checkbox"/>	(1)印紙代・郵券代は、実費計算により別途請求する。 (2)預り金として、2万円以上預かる。
交通事故による損害賠償請求事件	<input type="checkbox"/>	(1)基本は35万円。但し、複雑な案件の場合は50万円(但し、鑑定費用等は、別途負担)。	<input type="checkbox"/>	(1)基本は報酬規程の掛け率で計算。但し、案件により増減の調整をする。 (2)出頭回数が5回を超えた場合は、それ以降1回につき2万円の増額。	<input type="checkbox"/>	(1)印紙代・郵券代は、実費計算により別途請求する。 (2)預り金として、最低でも5万円以上預かる。
遺言等無効確認訴訟	<input type="checkbox"/>	(1)基本は40万円。	<input type="checkbox"/>	(1)基本は依頼者が得られた経済的利益に対して、報酬規程の掛け率で計算する。但し、案件により増減の調整をする。 (2)出頭回数が5回を超えると、1回につき2万円の増額。	<input type="checkbox"/>	(1)訴訟提起時の印紙代・郵券代は、実費計算により別途請求する。 (2)預り金として、3万円以上預かる。
仮差押・仮処分・本案・強制執行	<input type="checkbox"/>	(1)基本は35万円。但し、供託金は別途負担。 (2)本案については、基本は報酬規程の掛け率で計算。 (3)強制執行申立については、基本は35万円。但し、執行費用等は別途負担。	<input type="checkbox"/>	(1)基本は依頼者が得られた経済的利益に対して、報酬規程の掛け率で計算する。法務局への供託手続きは、京都であればなし。遠方であれば別途報酬プラス日当。但し、案件により増減の調整をする。 (2)本案で、出頭回数が5回を超えた場合は、それ以降1回につき2万円の加算。 (3)強制執行事件の現地での立会等については、所要時間に応じて1回につき半日1万円・断行の場合は一日5万円以上を加算する。	<input type="checkbox"/>	(1)印紙代・郵券代は、実費計算により別途請求する。(仮差や強制執行は登録免許税や予納金もあるので、計算した上で加算する)。 (2)預り金として、10万円以上預かる。

	チェック	着 手 金	チェック	報 酬 金	チェック	実費・預り金
境界確定	<input type="checkbox"/>	(1)基本は40万円（但し、土地家屋調査士費用、及び測量の費用等は別途負担）。 (2)複雑な案件の場合は、別途増額調整する事。	<input type="checkbox"/>	(1)基本は着手金と同額。 但し、案件によりその都度考慮する。 (2)出頭回数が5回を超える場合は1回につき2万円の加算及び現地での立会等については、所要時間に応じて1回につき半日1万円・一日2万円を加算する。	<input type="checkbox"/>	(1)印紙代・郵券代は、実費計算により別途請求する。 (2)預り金として、3万円以上を預かる。
労働審判(主に未払賃金・退職金)	<input type="checkbox"/>	(1)基本は報酬規程の掛け率で計算。但し、減額は案件によりその都度考慮する。 (2)原則として時間外のタイムカードの計算等、証拠書類として作成する費用を含むが、事案に応じて調整する。	<input type="checkbox"/>	(1)基本は着手金と同額。 但し、案件によりその都度考慮する。	<input type="checkbox"/>	(1)印紙代・郵券代は、実費計算により別途請求する。 (2)預り金として、3万円以上を預かる。
その他	<input type="checkbox"/>	(1)内容証明郵便の発送のみで終結の場合は、弁護士名記載の場合には、1通につき3万円～5万円。但し、引き続き「契約締結交渉」は5回万円以上。さらに、合意書を作成する場合は10万円以上。 (2)京都以外の裁判所に出頭する場合は、日当（所要時間に応じて、半日以内なら1万円・1日以内なら2万円）を別途請求。 (3)交通費は別途請求（新幹線指定料金及び京都駅までの往復のタクシー料金等）。 (4)相談料：30分5000円・30分毎に5000円増額。 (5)契約書のリーガルチェックは基本3万円より。				

民事一般調停事件

着手金及び報酬金は消費税別

	チェック	着 手 金	チェック	報 酬 金	チェック	実費・預り金
	<input type="checkbox"/>	(1)基本は35万円。但し、案件により増減の調整をする。	<input type="checkbox"/>	(1)基本は報酬規程の掛け率で計算。但し、減額は案件によりその都度考慮する。 (2)但し、出頭回数が5回を超えた場合には、それ以降1回につき2万円を加算する。	<input type="checkbox"/>	(1)申立時の印紙代・郵券代は、実費計算により別途請求する。 (2)預り金として、2万円以上預かる。

破産事件

着手金は消費税別

	チェック	着 手 金	チェック	報 酬 金	チェック	実費・預り金
個人	<input type="checkbox"/>	基本は30万円（但し、個人事業主の場合は複雑さに応じて50万円以上）。	<input type="checkbox"/>	なし	<input type="checkbox"/>	3万円以上を預かる。
法人	<input type="checkbox"/>	基本は100万円。	<input type="checkbox"/>	なし	<input type="checkbox"/>	5万円以上を預かる。

過払い金請求

着手金及び報酬金は消費税別

	チェック	着 手 金	チェック	報 酬 金	チェック	実費・預り金
	<input type="checkbox"/>	1件につき3万円（利息引直し計算を含む）。	<input type="checkbox"/>	過払い金の回収金額の2割。	<input type="checkbox"/>	約1万円以上を預かる。

顧問料

着手金及び報酬金は消費税別

	チェック	着 手 金	チェック	報 酬 金	チェック	実費・預り金
	<input type="checkbox"/>	基本は月3万円から。顧問先からの事件依頼は、着手金は30%程度割引する。	<input type="checkbox"/>	報酬規程の額で計算する。	<input type="checkbox"/>	なし

刑事事件

着手金は消費税別

	チェック	着 手 金	チェック	報 酬 金	チェック	実費・預り金
	<input type="checkbox"/>	基本40万円	<input type="checkbox"/>	なし	<input type="checkbox"/>	なし

民事事件の着手金及び報酬金（報酬規程 掛け率）

経 済 的 利 益	着 手 金	報 酬 金
300万円以下の場合	8%	16%
300万円を超え3,000万円以下の場合	5%+9万円	10%+18万円
3,000万円を超え3億円以下の場合	3%+69万円	6%+138万円
3億円を超える場合	2%+369万円	4%+738万円